

小平井路開削記録

佐藤末喜

(はじめに)

由布川左岸の旧石城川村内成・田代・来鉢を潤す小平井路は天和元年（一六八二）に企画され、糸余曲折のうちに幾多の困難を克服して貞享四年（一六八七）に完成した。その灌漑面積は約一〇〇ヘクタールにおよび石城川村を貫く幹線水路として今日に至るまで重要な役割を果たしてきた。

本稿はこの井路の開削に携わった多くの先人たちの努力の軌跡をたどりその功績を顕彰し、郷土の誇るべき文化遺産として長く後世に伝えるべく、「小平井路開削記録（大野家文書・慶応三年写し、挾間町陣屋の村民俗資料館蔵）」に準拠して構成したものである。

一、小平井路開削当時の状況

小平井路開削期間は天和元年の発企から貞享四年の完成までの六年間であるが、その前夜ともいべき江戸時代前期、創成期の府内藩の様子や内成村・別府村の状況をみておこう。

(府内藩の井路開発)

府内藩は大分郡内を藩領として朱印高は二万二千二百石、秀吉とそれを継承した徳川家康の小藩分立政策によつて生まれた典型的な小藩の一つであった。関ヶ原の戦以前は領主がめまぐるしく交代したが、竹中重利の入部以後は一応安定した。竹中改易のあとを襲つ

た日比野吉明は初瀬井路に代表される灌漑事業を推進して、新田開発によつて生産の拡大のともなう年貢収取の増大を藩政の第一義とした。現庄内町を主とする奥郷の長宝水・永宝水・上淵井路に中郷の初瀬井路が築かれた慶安期は、府内藩における井路開発の最初のピークであった。これはまた全国的な新田開発の動きと軌を一つにしており、「日本史上最大の開発時代」ともいわれる時期であった。吉明に嗣子なく没後改易となつて、万治元年（一六五八）入部した譜代松平大給氏は以後明治維新まで藩政を担当したが、小平井路をはじめ朴木井路・武宮井路・海老毛井路・向原新井路・小挾間井路・黒野井路などは入部間もない頃からの松平時代の用水開発事業であり、府内藩における井路開発の第二のピークであった。

ただ日比野吉明が自ら率先して井路開発を主導したのに対し、松平氏は百姓・町人からの申請に応じて許可を与え、人夫の差配と竣工の際検分する程度の関与でとても藩主が主導するという積極性は見られない。日比野吉明が今日もなおその忌日三月二十六日に菩提寺である上野、円寿寺にて功績をたたえられ法要をいとなまれて井路明神として崇拜の対象となつているのと対照的である。

なお同じ水系の由布川を挟んで小平井路と朴木井路とともに貞享四年に完成しているのも奇妙な附合である。

(府内藩の村支配)

府内藩では領内を一町三郷の四つの地域にわけて支配する体制をとつた。三郷とは城下に近いほうから里郷・中郷・奥郷とよばれた

が石城川域は中郷に属している。各郷の下には、大庄屋居住村の名を取つた村組が置かれた。村組には大庄屋、村には庄屋・組頭が配置された。また大庄屋は居住する村の庄屋を兼帶していた。たとえば来鉢組大庄屋は来鉢村の庄屋を、内成組大庄屋は内成村の庄屋を兼ねていた。俗にいう三郷村組の制である。大給松平氏が入部した直後（万治元年頃）の中郷の村組は

○来鉢組（二六三一・一七七石）

田浦村、白木村、大山村、志手村、椎迫村、金谷迫村、由原村、来鉢村、丸田（来鉢村枝郷）、黒野村、古原村、三船村、

東院村

○内成組（一六五七・一七七石）

七曾子村、内成村、詰（内成村枝郷）、小平（内成村枝郷）、宮苑村、角前（宮苑村枝郷）、新村、高崎村、山口村、中畠村、

平床村、田代村、植坪村、時松村、朴木村

○下市組（一九八七・七一石）

小野鶴村、国分村、森木（国分村枝郷）、平横瀬村、下市村、

上市村、鶴田村、向原村、中村、海老毛村

という構成になる。石高は「大分市史」が万治元年（一六五八）「御取ヶ郷帳」（府内藩記録）より作成したもののが引用である。（註太字の村がのちに合併して石城川村となる）

小平井路開削の時期・天和元年（貞亨四年）の府内藩藩主は二代目松平近陣で、先代吉明は如圓と号し隠居していたが隠然たる権力を保持していた。普請奉行は伊藤五兵衛、郡奉行配下、中郷の代官は

市川清太夫で彼には部下の手代として、早見忠兵衛と角野作兵衛の二名が属していた。

これを図示すれば

藩の職制

郡奉行—代官—手代

村組

代官—大庄屋—庄屋—組頭

百姓代

となる。

また同じ中郷の来鉢組大庄屋は市左衛門（加藤氏）、下市組大庄屋は善右衛門（二宮氏）であった。こういう周辺状況の中で小平井路の開削事業はすすめられたのである。

（内成村の状況）

内成村は発足以来府内藩領に属したが、前藩主日根野吉明に嗣子がなくお家断絶直後の明暦二年（一六五六）から同四年までの二年間は幕府領（日田天領）であった。上小平・下小平の地名が示すように、天領別府村との交流はもともと盛んであったが、このことが小平井路開削の上で重要なファクターと認められる。翌万治元年（一六五八）松平忠昭が入部するや内成村は府内藩領に戻されているが、この間の事情は不明である。当時の内成村は四九二石（正保郷帳）を擁する大村であったが、これは石城寺の湧水により水利に恵まれた内成本村が現在見るような見事な棚田を作り水田耕作を盛んにし

た成果である。本村とは対照的に詰村や小平村は水利に乏しく、生産高は低かったので井路の開削が待望される状況下に置かれていた。さらにもう一つ水を必要とする要素に七島庭の栽培がある。府内の商人・橋本五郎左衛門が琉球から、竹の筒に隠して密かに持ち帰った苗を、内成村出身の奉公人の源六に内成村梶原で栽培させてみるところに成功、豊後を代表する商品作物に発展する端緒を作った。

寛文三年（一六六三）のことである。この七島庭の栽培には水は不可欠であった。近世の農業は米穀を根幹としているので必然的に用水確保を前提として成り立っていた。どこの村でも領主、農民の共通の生命線はいかにして水を確保するかの一点に絞られていたと言つていい。まさに「水社会」という表現がぴったりする農村環境であつた。

当時の内成村は本村のもとに枝村として、詰村と小平村を抱えていた。

村役人の構成は

内成村庄屋

・太郎右衛門（本村下畑・平野氏）

頭百姓（組頭）

・久右衛門（詰村・岡氏）

惣百姓代（百姓代）

・六左衛門（小平村・大野氏）

であり、太郎右衛門は内成組の大庄屋も兼ねていた。

（別府村の状況）

井路水源の上小平村が属する別府村の当時の状況についてみておこう。別府村は速見郡に属し、豊前一国と豊後二郡（国東・速見）

を領した小倉藩細川氏が元和八年（一六二二）に全領内の人畜調査を実施している。その記録「速見郡内由布院横灘木付人畜改帳目録」によれば、別府村には御惣庄屋が置かれ、横灘別府御惣庄屋として別府・石垣・浜脇・小野小平・立石の五ヶ村を支配していた。「御惣庄屋」というのは府内藩でいえば大庄屋とおなじ役割であろう。目録の表現によると、別府村の御惣庄屋は助之丞であつたが、この助之丞が管轄する手永を、通称「別府助之丞手永」と呼んでいた（別府市誌）。「手永」とは細川氏が布いた行政区で府内藩に当てはめると「村組」に相当しよう。井路開削当時別府村は小倉藩から天領日田領に変わつていて、この村組は変更されなかつた。小野小平村は後に小野村と小平村に別れて別府村の枝村となつた。したがつて小平村、ここで言うところの上小平村は別府村庄屋・助之丞の支配下にあつた。また東畑村は由布院石丸御惣庄屋に属し、当初は椿村を含んでいたが、のちに椿村は一村立てとなる。椿村の庄屋は東畑村庄屋の兼帶であつた。小平井路の水源である上流の村々の状況は以上の如く輻輳していたので、後出の證文の交換などにそれが顕わされている。

（府内藩日記）

府内藩日記や萬覚帳・郡代覚書・物成帳などの厖大な記録は府内藩記録として、大分県立図書館に保存されている。松平氏が入部した万治元年からの記録がある筈のところ、現存のものは天和三年分と元禄三年以降分であり、小平井路関係では肝腎の天和元年（天和

二年分と、大庄屋太郎右衛門の更迭、工事中断、通水路変更などが
あつた貞亨年間の記録が欠落しており収蔵されていない。大分県立
図書館に所蔵されていない分もふくめて、府内藩関係の記録は京都
大学文学部古文書室にも所蔵されているが、同大学は目下該資料の
修復保存作業中で閲覧は出来ない。本稿を作成するに当たつて「大
野家文書」をトレースするべく府内藩記録を涉獵したが上記のごと
き状況で、小平井路の開削が府内藩記録にどのように扱われていた
のかは残念ながら検証できない。

二、開削の軌跡

開削の軌跡を「大野家文書」によつて検証してみよう。文書は「覚」と「手紙」、「證文」の三種類に分けられる

(一) 覚

「天和元年正月上小平村ニ年頭の禮に罷出當所谷川ヨリ井出ヲ通
度内談仕候処上小平市郎右衛門殿方兼テ先祖別戸之義ニ付其儀
早々可思立由御村方申談一決致候得共當村庄屋ヨリ御陣屋ニ願入
急度御守ニ相成可申様取斗可キ申由ニテ引取追々村方並ニ詰村可
申談候処夫者一所ノ義ニ付早速出来可仕様申談致呉度様願ニ相成
申候其後追々ニ申談仕候処天和二年之頃右一条別府庄屋ニ内意致
申候処其儀可然哉早々下小平方申談一決致候得共御陣屋ニ伺御守
り受ケ申可候早々申談致可申様沙汰致可申談其趣通達ニ相成申候
則書面写」

(解説) 天和元年の正月に発企して年頭の挨拶の際提案した。「先

祖別戸之義」はもともと同族で分家と本家の関係、親戚関係にあるという意味。市郎右衛門と六左衛門は親戚同士の間柄であつたので、両小平村間の話合いは順調に進み、詰村とも相談して是非ともお願ひしようと一決した。約一年間いろいろと周旋して、天和二年になつて別府村庄屋の了解を得て、御公儀日田天領の代官に上申してもらうことになった。

(二) 手紙

「弥御清安日出度申談候然処追々御来談ニ相成候井出揚方ノ儀村庄
屋ニ内意致候処早々一決致可申談様取斗候様被申候ニ付早々御申
談可然奉存候此の段態態得貴意申候以上」

二月十二日

上小平村 市郎右衛門

下小平村

六左衛門殿

(解説) 市郎右衛門から六左衛門への手紙。別府村庄屋に内相談したところ賛同を得たので早々にご相談したい。

(三) 記

「右之趣大庄屋ニ御内意申上候処府内御代官ニ内伺申上候処追テ
御達ニ相成則お達写

(解説) 六左衛門からこれまでの経緯を内成村大庄屋太郎右衛門に報告したところ、大庄屋が府内藩代官に伺いを立てたその結果の

達し。

四月十三日

下小平村 六左衛門殿

大庄屋

(四) 手紙

「頃日口達ニテ内意被致候速見郡別府村之枝村上小平村谷川ヨリ小平村ニ井出揚仕度由同村並ニ内成村邊迄モ畠成田新起田出来之見込有之テ極内分ニテ六左衛門召連内見可仕様尚後日見込之段申し達し可申候以上」

四月十二日

御代官名

大庄屋宛

(解説) 府内藩中郷代官・市川清太夫より内成村大庄屋太郎右衛門への手紙。日頃から聞いていいる井路開削について、完成すれば小平村から内成村までも新田が出来る見込みがあるので、六左衛門を連れて下見をした上で報告するようとの指示である。この文面からすると井路の通路は小平村から内成村邊迄を想定していて代官・市川清太夫も了解している。新田開発の見込があることを評価、期待している風にとれる。

(五) 手紙

「右之通御達ニ相成候間當月十八日可然兩人余リ召連罷出可申候間其元見込之井出上ヨリ井出道案内被致尤モ同日早朝ヨリ罷出可申候猶上小平村方内分通達致置可申候以上」

(解説) 大庄屋太郎右衛門から六左衛門宛、代官の指示により十八日に下見に行くので案内をするように。また上小平村の市郎左衛門にも内分に知らせておくように。

(六) 手紙

「以手紙啓上致候弥御安康ニ御凌被成弥重之御儀ニ奉存候然者右一条十八日内分見積り仕度奉存候間宜敷御内意奉願上候以上」

下小平村 六左衛門

上小平村 市郎右衛門様

(解説) 大庄屋太郎右衛門の指示によつて、上小平村市郎左衛門に十八日の下見の件を連絡。

(七) 覚

「当月十八日曇天朝五ツ時御庄屋太郎右衛門様詰ノ久右衛門ヲ召連レ当家ニ着直様案内致井出口ヨリ大畑下迄ノ井出道案内仕当家ニテ中飯ヲ差上昼後ヨリ雨天ニ相成候酒肴ヲ取寄セテ八幡宮山神宮谷筋水神ニ御神酒ヲ獻卒テ御神酒拝領ス

右内見ノ次第御代官市川清太夫様ニ申立ル四月二十二日御代官ノ御沙汰ニテ内ニ六左衛門ヲ以テ別府庄屋ニ内談致候様御申付候様御達ニ相成候ニ付則二十三日別府庄屋助之丞殿方ニ掛け合い候処後日公邊相伺御返答可申由ニ付引取申候」

(解説) 四月十八日に大庄屋が下見したがその結果を代官に報告したところ、代官より六左衛門を別府庄屋に行かせて内相談させよとの指示があり、二十三日に助之丞と相談、天領代官に上申して後日返答するとのことであった。

(八) 手紙

「二十七日申談仕度御座候ニ付其許下小平村方罷出六左衛門殿同道ニテ拙宅ニ罷出候様取斗被下候」

二十六日

別府庄屋

助之丞

上小平村

市郎右衛門殿

(解説) 二十三日の内相談をうけて、別府庄村屋助之丞から市郎右衛門への指示文書。二十七日に六左衛門と相談したいので連れて来るように。

(九) 手紙

「右之通申參り候間弥明二十七日御出被下候様為其態々得貴意候以上」

上小平村

市郎右衛門

下小平村
六左衛門様

(解説) 助之丞からの指示を六左衛門に伝える手紙。二十七日に別府庄屋宅に行くのでお出で願いたい。

(十) 覚

「右之通申參候ニ付二十七日支度仕上小平村市郎右衛門宅ニ罷出同道ニテ別府庄屋宅ニ罷出候処公邊相伺申候処内分書替證文取替早々掘方仕候様御守リ相成申候由承リ同日夕方ニ罷帰リ其足ニテ内成大庄屋御宅ニ罷出右之段申上候処内書替證認メ近日其許手許之様差出可申候間相届可申由ニ御座候」

(解説) 二十七日に別府庄村屋宅に参上、庄屋より天領代官の許可がとれたので、書替證文を取り交わして早々に工事開始にしたいとの回答あり。その足で内成村大庄屋太郎右衛門宅に行き結果報告した。大庄屋より近日中に書替證文を作成するので先方に届けるよう指示された。

(十一) 證文

書替仮證文

一 豊州速見郡別府村之枝村上小平村棚林村之内ヨリ新井出掘通養水ニ仕申度内証書ニテ為必見掘方仕井出来就之上本證文引替可申候約束ニ御座候

右新井出下ハ勿論御料内別府棚林上小平村モ御勝手宜敷御座候ニ付御公儀様ニ被仰上内分必見ノ為掘方御免被仰付候旨奉其意候右新井出堀方ニ付夫方往来可仕候得共無作法ノ義無之様急度可申

付候

一 上小平村新田畠成田出来ニ相成候共養水御勝手次第可被成尤

破損之節者井出下ヨリ御普請可仕筈之事

一 新井出出来之後者不輕御厚恩ニ御座候ニ付御恩賞ノ記トシテ

並地床費料トシテ銀三枚宛指出可申候事

右内證一決之為メ仮證文指上置申候處仍テ如件

松平対馬守領内

内成村大庄屋

天和二年三月

小平村弁指 物百姓代

六左衛門

太郎右衛門

(十二) 覚

同年三月吉辰ヲ撰モ井出口ヨリ貫丁場ニ取掛リ同十一月二十二日成就ニ相成申候

天和三年二月ヨリ貫下大畠下モ迄平丁場普請掛り候

右井出者大畠下ヨリ詰村ヲ廻シ内成村ヘ通ル筈之処翌貞享元年二月内成村大庄屋太郎右衛門様聊カ間違ノ廉ニテ御退役相成来鉢村大庄屋ヨリ御兼ト相成候ニ付大畠ヨリ下モ井出普請一時見合セト相成申候

相成申候

貞享三年十月來鉢村大庄屋市左衛門様ヨリ示談ノ上右井出下モ來

鉢村ヘ通ス様ニ相成申候

同四年二月大畠下モフクガ迫ヨリ大金落シト致シ都合七金落シ來

鉢村ヘ通シ申候

尤モ下小平六左衛門實泰貞亨二乙丑年六月二十八日死去ニ付此節

ノ世話人ハ詰村久左衛門田代村理右衛門取締方ハ田代庄村屋半左

衛門殿内成村同喜兵衛殿來鉢村大庄屋市左衛門殿相勤メ申候

④ 井出開削の御礼と井出床となつた土地の補償料として毎年銀三枚を差し出すこと

が約束された。

差出人は内成村大庄屋と六左衛門で、このことからこの井路の下流が内成村の範囲にとどまる 것을想定している。

なお上小平村と棚林村は別府村の枝村であったので庄屋が居らず、頭百姓が宛名人となつてゐる。

(解説) 證文の内容は四ヶ条で

① 棚林村、上小平村の用水は勝手次第であること

② 府内領の方より井出普請中は無作法のないように留意すること

と

③ 上小平村に今後新田畠が出来てもその用水は勝手次第であること

右井出普請成就致添候ニ付発企人ノ恩賞トシテ下小平六左衛門死
亡に付其靈を井出明神と祭り毎年六月二十八日下小平村與惣右衛
門宅に於て祭典致申候此日井出奉行一人來鉢村大庄屋代として當
番組頭壱人井出番人一人御神酒持参にて立ち会致候 神主は石垣

村佐藤大美野守の家より來たり相勤め申し候を例格と致候

下小平村には恩賞として井出普請の節春夫は石高に付井出下より
は三分市の当たりに出夫する而已にて其の他免除せられ夫役は左
の通り

一 浚夫 破損夫 井出切 小屋賄

右之外用水は入用之節勝手に取る事又井出奉行に夏初穂を出さし
申さず候

詰村は久左衛門の恩賞として久左衛門樋に一寸四方の穴を明け後
年に至る迄塞ぐ事なく用水を与え候
田代村へは土樋数か所を置き後年に至る迄取り除かず用水を与え
申候

但十一本

一 ふくが迫より来鉢村迄の新井出堀通し人夫は左の通り
一 人夫 八千五百二十二人

内四千八十四人 増夫被下

右を貞亨四年卯の二月七日より三月二十五日迄日数四十九日にて
成就仕り候に付御奉行二十六日に御帰り被成候

御奉行八名

伊藤五兵衛殿

宇野喜左衛門殿

鶴田長左衛門殿 藤田新左衛門殿

吉富与惣衛殿

河野佐太夫殿 秦作左衛門殿

三重野喜左衛門殿

御代官一名

市川清太夫殿

以上九名

(解説) 天和二年三月より愈々工事に取り掛かり、十一月に井出口
よりの貫が完成した。翌天和三年二月貫下より平丁場の普請に着
手、大畠下までの工事が終わり、その先詰村から内成村へと通す
工事に取り掛かる段になつて、翌貞享元年(一六八四)二月、突
然内成組大庄屋・太郎右衛門が退役となり、工事が中断されたが
その背景を検証してみよう。

なお大畠という地名は現在の通称、「オバタケ」で奥詰棚田のあ
る地点である。

○内成組大庄屋・太郎右衛門退役の背景

* (イ) 小平井路の念仏石

詰・小平地区には「小平井路の念仏石」という伝説が残っている。
詰老人会聞き書きを「來鉢聯松記」から引用して掲げる。

小平井路の念仏石

小平井路はのち、小平より北西約二キロの所のん、別府市東山から
取り入れた水路じ、詰・田代・中畠・来鉢の面積約一〇〇一〇〇町
歩の田園を潤しちよる。こん井路を造るときや、そりやてえへんお
百姓さんたちや苦労したちゅうこつちやあ。今から三二〇年ぐれえ
前、天和元年(一六八一)の正月に、水路を開くよう計画され、そ

ん年ん四月、下小平の六左衛門さんが中心になつち、内成の大庄屋太郎右衛門、詰の久右衛門さんが、上小平村の谷川から水を引くため、井出口より大畠下まで、予備調査をしたちゅう記録がある。

そん頃ん上小平村は、幕府直轄ん土地で天領ちゅうち、別府ん庄屋が治めちよつたんじや。そんため井路を造る条件としち、①無作法のない事、②上小平村に新田畠が出来る時は水を勝手に取られること、③井路を掘らせてもらうお礼として、銀三枚を毎年差し出すことじ許可をもらつたたちいうことじや。

こうしち、井路工事は三月かる始められ、十一月二十二日までに大畠下まで開通し、そしち、最初ん大畠下から詰村を通り、内成村に通す工事に取りかかろうとした時、西部小学校の裏に来鉢村が利用しちよる古い井路があつちの、古い井路を横切るようにになると、来鉢ん村ん衆は使われんごとなるんじ、内成村と来鉢村とがけんかになつたんと。

翌年の貞亨元年（一六八四）二月に、内成村ん大庄屋太郎右衛門さんが「いささか間違いのふしがあるので、御役目ご免」となつたと

いうことで、井路開削は中止になつたんじや。そん時、村で伝わつちよるような念佛石の言い伝えが生まれた。

内成ん村ん衆は、七島薺を作り始めたけん水が要る。百姓は水がなけりや生活が出きん。早う井手をつくつち水を通しちくりい。と騒ぎ出した時、真剣に世話をしちくれちよつた内成の庄屋が、お役人につかまり殺されるちゅう話が村中に広まつたんじや。

「さてえへん、下小平や詰、田代のお百姓さんは、あんなに立派

なそしち、やさしい庄屋さんを何故殺さにやあならんのか、お役人様お庄屋さんを助けち下せえ。井路の工事の中止を取り下げち下せえと頼み、みんなでそばにある大石に向い、庄屋さんが助かるよう、泣き乍らお念佛を唱え祈つたちいう。

南無阿弥陀仏、南無阿弥陀仏、お助け下せえと、村ん衆の泣き乍らの御念佛が山にこだましち、それがまたお役人にしゃくにさわり「約束通りにできんで、お上に反抗するとは不届千万」、皆殺してやると刀を振り上げた途端、あら不思議、急にお役人の腹が痛うなり、転げ回りながら倒れたという。村ん衆は「どげえした、どげえしたんか」とお役人を戸板に載せち運び、介抱したそうな。

元気になつた役人は「もうよい、庄屋も助けちやる、井路も作つてよい」とのお許しを与えたそうな。そうして日田領の上小平村より、田代村へ通す井路んことで、内成村の庄屋を兼ねちよつた来鉢村大庄屋の市左衛門により、別府村の庄屋さんとの間に、取り水の代償として、毎年八月一日に莫蘿束を、内成・田代・来鉢の三村より進上すること、さらに棚林村に、田地の費料としち、毎年銀二十一匁五分を支払う約束ごとじ、貞亨四年（一六八七）二月七日から、三月二十五日の四十七日間、延八五二二人を動員しち、内成より来鉢までの井路を造つたんが、小平井路なんじや。

しかし井路が完成する前の貞亨二年に、小平村の六左衛門さんが亡くなつたんじやが、井路が出来た時に、六左衛門さんの功績をたたえ、そこで毎年井路の恩恵にあずかつちよる人々は、六月二十八日にお祭りをしておるんじや。

この言い伝えの主題は念仏石の不可思議さにあるが、素朴な語り言葉で伝えられている伝承の中に、庄屋退役の原因となる重要な項目が含まれているように思われる。それは井路を通すルートの問題であると推察する。当初井路は小平→詰→内成と内成組の村を流す予定であつて、組の違う来鉢には通水の計画はなかつた。生産高を挙げるのには水は不可欠であり内成組大庄屋としては組内の村々への給水を第一義に考えるのは当然であつたろう。ことは来鉢組との水利争いとして藩を巻き込んだ問題に発展して、内成大庄屋の退役といふことで決着したのではないか。藩としては来鉢に通水することの方がより生産高のアップになると判断したのであろう。事実その後、来鉢村や田代村の伸び率は極めて大きかつたことを天保郷帳は示している。ここで注目すべき記事が府内藩記録にある。それは来鉢村から提出された新井手の開削願いである。

* (口) 来鉢村新井手開削願 (府内藩記録甲1・府内藩日記)

天和三年正月十二日条に

「一 十二日来鉢村新井手初瀬井手堀次其外井出川除百姓共
願書差上伊藤五兵衛儀ハ 如圓様御用ニ付神谷庄左衛門岩
下曹兵衛見分ニ可參候由被 仰出申渡ス」

さらに同月十六日条に

「一 同日神谷庄左衛門岩下曹兵衛井出河除見分ニ罷出候」

そして同年六月二十九日条に

「一 同日来鉢村新井出乃普請無恙相調候ニ付御勘定奉行共

ハ並ニ御褒美思召之旨被遊 御意○市川清太夫右井出之○○
出手代喜右衛門見立御達 御計之旨被 御出清太夫候済何○
申上候」

とあり、小平井路開削の最中の天和三年正月に来鉢組大庄屋は藩当局に井路の新設を願い出て、藩重役の神谷・岩下両名が現地を見分し工事開始を許可、六月二十九日に竣工したことになる。この来鉢新井手のルートが定かでないので断定は出来ないが、水源を現石城西部小学校裏とすれば前述の伝説にいう通り両井路が交錯することになり争いの原因となつたであろうことは推測できる。来鉢組大庄屋市左衛門は小平井路のルートを来鉢にもつて来るために予め藩当局に根回しをしていたのではないかと思われる。天和三年正月は小平井路の工事が大畠下から詰へ進められる寸前に来鉢組からのクレームで中断になつたそのときのことである。そしてこの争いは藩を味方につけた市左衛門に軍配が上がり、ルート変更に抵抗した太郎右衛門は「聊か間違ひの廉あり」として退役となつたのであろう。この間の事情は平野家系図添え書きに「(前略) 他村庄屋仲間相憎ミ御上ニ悪事申立一味連判以願立ルニ依リ御上モ御採用相成レドモ御心痛被遊依テ自分ヨリ退村(以下略)」とあることによつてよく理解できよう。

なお前記文書中の如圓様とは初代藩主松平忠昭の号であり、伊藤五兵衛も藩の重役であり、普請奉行の職にある。見分に来た神谷・岩下ともども藩中枢に根回しをした来鉢村大庄屋市左衛門の政治力

が勝つたということであろう。そして内成組大庄屋が退役したあと
は来鉢組大庄屋の市左衛門が兼帶（兼任）し、内成村庄屋には喜兵
衛が任命された。

○工事中断中の推移

挟間町誌（P二二七）によれば、

「貞亨二年二月には（日田領上小平村より御領田代村へ通井手）の見
分目録と絵図が府内藩主近陣に提出され、また（疾と相違なき様）行
われた見分結果も近陣に報告された。藩ではこうした報告をもとに、

（日田領庄屋（別府村庄屋））の（返事次第）によつて工事を再開する
よう関係者に命じていて」（出典は府内藩日記）と工事中断中の状

況を記している。このことは通水路の変更が正式に藩主によって許
可されたということである。

「（十二）覚」によると、貞亨三年十月来鉢村大庄屋市左衛門よ
り示談の上、来鉢村へ通すことになったとある。また発企人の六左
衛門が工事中断中の貞亨二年六月に死亡したため、以後の工事世話
人が決められた。

なお通水路変更について「大畠下モふくが迫ヨリ大金落シト致シ
都合七金落シ来鉢村へ通シ申候」の「大金落シ」「金落シ」の意味
は不明であるが、小平地区に残る伝承として、井路工事に関して「根
落シ」や「小金落シ」という言葉が伝えられている。

○工事の完成と恩賞

六左衛門の功を賞し、井出明神として祭るほか、下小平村、詰村、
田代村への恩賞が決められた。工事は人夫延八五三三人を動員して
貞亨四年二月七日より三月二十五日までの四十九日間で完成した。

奉行八人と代官一人がその竣工の検分をした。府内藩における新田
開発、井出普請、川浚え等の事業は百姓・町人側からの申請によつ
て行われ、藩からは単に人夫を出し竣工の時検分する位であった。
小平井路もほぼ同じ経緯であったのであろう。

（十三）小平出堀書替證文写

仕渡申一札之事

一 豊州速見郡別府村の枝村上小平村棚林之内より新井出口を堀
私共村々用水御通被下候様にと各迄望申候處御公儀様に被仰
せ上候處に右上小平村棚林村別府村勝手にも能永に迄障る儀
無之候様勝手次第可き仕り旨被仰渡候由にて私共村々願之通
相叶悉存候向後新井出堀申儀府内領役人へも私共より相断指
図を請望申儀に御座候得共右用水下々村々へも永に迄申分無

御座候

一 右井出堀申候者向後井出筋は百姓共往来可仕候間末末之者迄
も堅申付無沙法の儀仕り間敷候事

一 上小平村之内新田又は畠成田出来申候者水は御勝手程御取其
外は水有次第我々村迄取可申候井出被破損仕候者何時いても
此方より可仕候自然井出掛只今相究候外に田畠費申候者其節

相談致し費料出し可き申し候事

六左衛門殿

一 此井出堀申候ても此方領内末々之村迄何之障も無御座候事
一 今度井出之願相叶申儀偏に御厚恩にて御座候此恩賞の記とし
て井出下之村より毎年歳暮の礼儀無く怠相勤め可申候事

右之通仮令御代官替え御座候とも末々に至る迄少しも相違之儀御
座有間敷候為後日仍つて證券如件

松平対馬守領内

大分郡内成村庄屋

喜兵衛

貞享四年丁卯年二月朔日

同村頭百姓

久左衛門

田代村庄屋

半右衛門

同村頭百姓

理右衛門

来鉢村大庄屋

市左衛門

別府村庄屋

助之丞殿

上小平村頭百姓

市郎右衛門殿

棚林村頭百姓

(解説) 工事完成に先立ち先に取り交わした仮證文(十一・證文)

に代えてこの證文が取り交わされた。約束事は仮證文とほぼ同じ
である。宛名人は前と同一であるが、差出人は内成村、田代村、
来鉢村の庄屋と頭百姓の連署となつていて、井路の通水ルートが
内成から田代→来鉢へ変更されたことを示している。内成村庄屋
は喜兵衛となつており、大庄屋ではないため来鉢村大庄屋市左衛
門が内成組大庄屋を兼帶(兼任)していたことを示している。

(十四) 證文

證文之事

一 豊州速見郡別府村の枝村上小平村棚林之内より新井出口御望

被成候

に御公儀様へ申上則御願之通に埠明遣申候事

一 此井出御堀被成向後井出筋水口之儀に付此方百姓共我儘なる
儀仕間敷候事

一 上小平村之内新田又は畑成田等出来致し候様相応に水を取り
其外は水有次第井出末迄通可申候井出破損の儀は何時も双方
より可被成候

若又只今相究り候外に田畠費へ申し候ばば其刻相談仕り費料
請取可申候事

一 今度井出之御願相叶申に付井出床費料並に永物として銀三枚
宛て年々被遣之筈に相定め申候事

右之通今度新井出埒明遣申候に付其方より證文式冊慥に請取申候
御書物之通相違於無御座候は仮令御代官替り御座候共此井出之儀

に付向后少違乱申間數候為後日取替證文如件

御禮不參仕候節ハ水ヲ御押ヘ可被成候
其時一言ノ申分仕間數候為後日テ連判ノ証文如件

貞亨四年丁卯二月五日

大分郡内成村庄屋

速見郡別府村庄屋

助之丞

同村頭百姓

喜兵衛

貞亨四年丁卯年二月朔日

上小平村頭百姓

市郎右衛門

棚林村頭百姓

六右衛門

来鉢村大庄屋

市左衛門殿

田代村庄屋

半右衛門殿

内成村庄屋

喜兵衛殿

(解説) (十三・證文) 「仕渡申一札之事」の返し證文

(十五) 證文

証文之事

一、拙者共儀新井出望御座候然所速見郡東畠村之内小岩之元ニ捨
リ水御座候ヲ奉存候処ニ種ニ御断申水乞請永代被下慥ニ請取
悉奉存候則為御禮年々八朔ニ茅筵壹束宛進上可申候以來共此

(十六) 證文

證文之事

一 速見郡東畠村之内小岩之本捨リ水御座候を詰村田代村來鉢村
より種々御断にて御望被成候間彼水右三か村へ永代遣請取被
成約束堅相定め候然上者彼の水の儀に付以来共に少しも申し
分仕間敷候間為後日仍つて連判し證文如件

速見郡東畠村庄屋

大分郡内成村庄屋

貞亨四年三月四日
佐左衛門

貞亨四年丁卯年二月
久左衛門

喜兵衛

貞亨四年丁卯年二月

貞亨四年三月四日

同郡同村頭百姓

同村肝煎

平右衛門

甚兵衛

同郡田代村庄屋

同村頭百姓

市左衛門

善兵衛

来鉢村大庄屋

同

角兵衛

別府村庄屋

来鉢村大庄屋

助之丞殿

市左衛門殿

上小平村頭百姓

田代村大庄屋

市郎右衛門殿

半右衛門殿

棚林村頭百姓

内成村庄屋

六右衛門殿

喜兵衛殿

小平井出掛石高

三百八拾石壹斗五升九合

(十七) 證文

一 高 九石九斗二升六合

全 四拾七石参升八升三合

全 六拾参石八升

全 式百五拾九石四升七合

來鉢村

(解説) (十五・證文) の返し

一 高 九石九斗二升六合

全 四拾七石参升八升三合

全 六拾参石八升

田代村

全 式百五拾九石四升七合

來鉢村

小平村

詰村

田代村

詰村

來鉢村

詰

詰文

一 今度新井手堀り申す付棚林村之内ヨリ井手口願相叶證文等相
調堀掛り申候処右之目論見相違仕股時々棚林村之田畠費へ申
候依之右證文ニ書載申費料之外ニ毎年銀弐拾壹匁五分宛本銀
は前々永々無相違進上仕候為後日乃之如件

(解説) 棚林村の田地費用として毎年銀二十一匁五分を支払うとの約束。

(十一・證文) の「仕渡申一札之事」で約束した銀三枚とは別に支払うもの。その負担割合を目安割で示している。この時点では井路の開削によつて三百八拾石余の增收を目論んでいたことがわかる。

(十八) 覚

「享保三年三月二十四日下小平村与惣右衛門椿村善右衛門方に罷出井関に笠五本立置候儀不承知の次第に付如何の訛合に有之哉の段尋候處其儀者椿村には存不申棚林より可仕哉も難斗候段に付東畠村庄屋方に罷出候問合仕候得共不存明の谷方に付き尾杉角兵衛並びに六郎右衛門に尋申候處明日東畠庄屋方に問合返答可申由に付二十五日来鉢村權兵衛を以て新井出普請毎度之通り可仕由にて角右衛門六郎右衛門角兵衛椿善兵衛も其通申置候て普請に指掛り申候

四月三日通水相成候に付水揚樽方のいり申候処合わせ棚村市之丞跡安右衛門參合せ井関普請成就に相成り候得共右古関に下け被下候様來鉢藤五郎田代次右衛門小平与三右衛門被申候間唯今通りにして召置被下候様被申候得共右古関に下不申内は水上樽は請不申段椿村善兵衛方に与惣右衛門使いとして甚太郎を遣し申候処合棚に公事可有哉と被申候に付心得難く存居候

四月四日合棚より井関を切り水を落し其趣來鉢村大庄屋市左衛門殿に通達致其段椿村善兵衛方に申遣し其儀は内証にては難済段申遣し置候東畠角右衛門殿方に申談し被下前々之通井関を御通水に相成可申様御斗被下候様申置候向元種々申段被致同月五日一札指入談に相成り申し候則ち一札は預り申置候

四月十日東畠庄屋覺右衛門殿指図として並びに六右衛門後畠十右衛門関打として井出口に罷出申候井出下よりも頭百姓数人立ち合いに罷出申候御神酒共取寄合棚村に対し井関下り候様の手數致申候

右一決致申候に付小平彦六田代利右衛門來鉢藤五郎を以て水揚樽指送り候處安右衛門殿庄吉殿相悦び受納に相成申候

一此節東畠村椿合棚上小平夫使小平与惣右衛門同甚五郎田代理右衛門來鉢權兵衛門同甚五郎田代利右衛門來鉢權兵衛相勤申候

享保三年戊四月十日

各御手許に御禮罷出度候得共合棚手前も有之候間追て日立不申様御禮に罷り出可申由に御座候

(解説) 井路が完成した後、約三十年経つた享保三年（一七一八）に合棚村により、取水堰が切り落とされ一時通水が止まつたことの顛末記である。

なお、これより先の元禄十三年（一七〇〇）に、井出口がこれまでの取水堰より少し上流の合棚村内に変わつている。

開削後の井路の管理・運営についてはこのほかにも種々の動きがあつたであろうが、ともかく今日に至る迄内成・田代・来鉢の

村々を潤す重要な用水路としての役割を果たしてきた

以下は井路開削に関連する事項である。

(村高の変化・增收)

井路開通前後の村高の変化を正保郷帳(正保四年・一六四七)と元禄郷帳(元禄十四年・一七〇一)の対比でみてみよう。

村名	正保郷帳	元禄郷帳	増高	伸び率
内成村	492.473	526.032	33.559	6.8%
来鉢村	474.410	536.825	62.415	13.2%
田代村	53.556	66.283	12.727	23.8%
中畠村	33.582	36.622	3.040	9.0%
平床村	56.191	63.269	7.078	12.6%

来鉢村が六十二石・一三・二%を伸ばし井路開通によって最も恩恵を蒙ったことがわかる。内成村の三十三石の増は枝村の小平と詰の増高によるものである。田代村は二三・八%という高い伸び率を示したが、ふろの迫あたりの棚田が新規に開拓された結果であろう。合計でおよそ百拾石余の村高が増加している。

があり、大正六年刊の「石城川村郷土誌」にもほぼ同文の記録がある。以下は伝蹟録の引用である。

」

大野六左衛門

大野六左衛門は、大分郡石城川村大字内成の人、考は安部氏、全郡由布川村の人、亦六左衛門と稱せり、當時、其の郷、内成、田代、来鉢の三ヶ村は水利に乏しく、旱害荐に至り、村民の困憊日甚しきを憂ひ、百方盡力、漸くにして鑿渠工事を起す、實に天和二年三月なり、苦心經營六ヶ年を経て遂に其の功を竣ふ、小平井路即是なり、源を速見郡石垣村字棚林に發し、大分郡石城川村大字来鉢に通す、灌漑反別一千二百四十五町歩の多きに及ぶ、於是、領主金若干を賜ひて其の功勞を表彰す、詳細左記碑文に明なり

小平渠碑

大分郡旧内成、田代、来鉢三村之田貧於水者若干、旧内成村人大野六左衛門憂之致心多方、終得開渠引速見郡東畠椿棚林之水、以供灌溉之計、與衆斡旋、天和二年三月與役、貞亨四年二月成水快奔而、名曰小平渠衆交喜慶大野氏死後毎年六月二十八日衆相会祭氏靈於其家且有特優遇氏子孫皆報其德今也衆又協議請余勒其概於石以告後人千載之下亦可瞑

(井出明神・六左衛門)
小平井路の開削に最大の功績があつた六左衛門(大野氏)について、大分郡伝蹟録(明治四十五年三月・大分郡役所刊)に顕彰記事

明治二十九年六月十一日

衆議員 毛利 莫撰並書

』

(解説)「考は安部氏、全郡由布川村の人」の考は亡父の意。したがつて、六左衛門は旧姓安部氏で由布川村から大野家に養子に入つたということになる。

(由布川奥詰棚田)

小平井路の完成によつて水掛かりとなつた奥詰地区の棚田が一九九九年農水省の「日本の棚田百選」に選ばれた。農水省・農村環境整備センターが公表したデータによると

「平均勾配 $1/4$ ・面積四、五ha・枚数八十七枚・法面構造 石積・水源 河川・開発起源 近世」となつてゐる。

大分県からはほかに内成など五箇所が選ばれていますが、旧石城川村の中に全国的な棚田が二つもあることは郷土の大きな誇りである。奥詰棚田は小規模ながら平均勾配が $1/4$ の急斜面に展開する見事な景観を呈しており、農村風景とマッチした形状的な美しさが高く評価されたのであろう。

棚田は日本のピラミッドともいわれる歴史的文化遺産として、また日本の原風景とも言われる美しい景観に対する郷愁として近時ますます関心を集めている。

農水省の公表データでは水源が河川となつてゐるが、正確には小平井路（土地改良区井路）とすべきであろう。開発起源も井路完成の貞亨四年以降のことではつきりとした起源である。全国の棚田の多くはその開発起源が不明瞭である。また法面構造はすべてが石積

ではなく、土坡も $1/3$ 程度ある。

平成十七年四月文化財保護法の改正で棚田や用水路・溜池などの環境設備も文化財として保護の対象となつた。小平井路と奥詰棚田は石城川村の誇るべき文化財として長く後世に伝えたいものである。

参考文献

小平井路開削記録（大野家文書）

府内藩記録

大分市史

別府市誌

挿間町誌

大分郡伝蹟録

石城川村郷土誌

来鉢聯松記